

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十三号）（共助社会づくり課）

一 趣旨

「埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例」の規定による変更の届出があつた指定特定非営利活動法人について主たる事務所の所在地の表示を変更する。

二 内容

(一) 変更を行う指定NPO法人

NPO法人TSUBASA

(二) 変更内容

主たる事務所の所在地の表示を次のとおり改める。

(改正前) 埼玉県新座市中野二丁目二番二十二号

(改正後) 埼玉県羽生市東七丁目十四番地八

三 施行期日

公布の日